

全国担い手経営展開支援事業（拡充）

【平成21年度概算決定額：735,976（811,258）千円】

うち担い手育成支援事業 134,439(114,721)千円
うち担い手経営展開支援リース事業 601,537(696,537)千円
(別途20年度補正予算分 1,700,000千円)

対策のポイント

担い手（認定農業者、集落営農組織）の育成・確保に向け、全国レベルでの行動計画の策定や実務研修会の開催等の支援を全国担い手育成総合支援協議会が実施します。また、担い手の規模拡大等に伴い必要となる農業用機械等のリース方式での導入に対する支援を行います。

（「全国担い手育成総合支援協議会」について）

全国担い手育成総合支援協議会は、担い手の育成・確保を全国段階で支援するため、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、日本政策金融公庫、日本農業法人協会等22の関係機関・団体から構成される組織です。

政策目標

	担い手の育成・確保
<平成19年>	<農業構造の展望（平成27年）>
認定農業者 約24万	効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万
農業法人 約8千	効率的かつ安定的な法人経営 1万
集落営農 約1万3千	効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

<内容>

1 担い手育成支援事業 [拡充]

各地域で推進する担い手育成・確保の取組を全国段階で支援するため、以下のよう
な取組を実施します。

(1) 担い手育成・確保総合支援活動

担い手の育成・確保に向けた5年後の目標と各年度ごとの活動方針を明確化する
ため、アクションプログラムの作成・推進、調査指導を行うとともに、担い手
の育成及び効率的かつ安定的な農業経営に対する総合支援を行うため、諸活動の
企画立案、各段階の調整を行う担い手総合支援指導員を設置します。

(2) 経営改善・能力向上支援活動

担い手の経営改善及び能力向上に対する支援するため、経営改善シンポジウム、
指導担当者研修会、指導者養成講習会、実践企業的経営体養成講習会を開催する
とともに、これらの企画立案等を行う指導者養成企画運営員を設置します。

(3) 経営多角化・高度化支援活動

市場動向等の情報収集及び消費者等の多様なニーズに対応した商品の開発、販
売戦略等の検討を行うため、学識経験者等で構成する検討会の開催、市場調査情

報収集活動を行うとともに、これらを踏まえて担い手育成総合支援協議会担当者及び担い手を対象としたシンポジウムを開催します。

(4) 担い手交流支援活動

担い手の連帯感の醸成や、集落営農の組織化・法人化、農業経営の法人化への気運向上、農業技術や経営の情報交換等を目的とした担い手交流会を開催するための検討及び報告書の作成を行うとともに、これらの検討を踏まえた担い手育成総合支援協議会の担当者及び担い手を対象とした交流会を開催します。

(5) 担い手優良事例調査活動

地域農業の振興や活性化に寄与した担い手の優良事例集の作成や表彰を行うため、優良事例検討・選考会を開催し、優良事例の調査や事例集を作成、担い手育成総合支援協議会等に配布するとともに、検討・選考会により選考された優良事例について、表彰・発表会を行います。

(6) 担い手情報発信整備

担い手に関する情報の受発信を行うため、ホームページの作成、経営状況等のデータベースに必要なプログラム開発、担い手情報分析を実施するための運営委員会を開催するとともに、その運営委員会における検討を踏まえたシステム開発及び情報分析を行います。

(7) 担い手経営発展指導 [新規]

法人化検討委員会を開催し、法人化へ二の足を踏んでいる原因は何か、法人化に踏み出したきっかけは何かを調査し、法人化を円滑かつ効果的に進めるための方策を検討します。その検討結果をもとに、法人化推進指導マニュアルを作成し、都道府県・地域段階の担い手育成総合支援協議会へ配布します。

(8) 農業再生委員会支援活動 [新規]

担い手の経営再生や担い手への経営資源の円滑な承継を支援する農業再生委員会について全国担い手育成総合支援協議会に弁護士、公認会計士等の専門家で構成する支援チームを設置し、経営が困難となった担い手からの相談及び都道府県担い手育成総合支援協議会に設置された農業再生委員会からの法務・税務等に関する相談への対応や農業再生委員会の設置・運営に必要な専門家を紹介します。

【事業実施主体：全国担い手育成総合支援協議会】

【補助率：定額】

【事業実施期間：平成17年度～平成21年度】

2 担い手経営展開支援リース事業 [拡充]

(1) 認定農業者等支援型

農業経営改善計画等に即して、技術革新等に対応しながら機動的な経営改善を図るために必要な農業用機械等のリース料の一部を助成します。

(対象者)

認定農業者

新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就農させようとする者

(要件)

「リース導入計画」を策定すること

簡易経営診断を受診すること

受益者が3戸以上であること

生産調整に取り組んでいること

(助成率)

リース料に助成率を乗じた額 (250万円上限)

(2) 認定農業者経営発展支援型 [新規]

農業経営改善計画等に即して、農業経営の法人化や経営規模の拡大等を図ろうとする認定農業者に対して、新たな分野への進出やモデル的な栽培技術の導入と併せて経営規模拡大等農業経営のステップアップを図るために必要な農業用機械等のリース料の一部を助成します。

法人化支援タイプ

法人化を契機として新規事業拡大を図るために必要な農業用機械等のリース料の一部を助成します。

規模拡大支援タイプ

土地利用型農業において、先進モデル的な栽培技術を導入しつつ経営規模の拡大等を図るために必要な農業用機械等のリース料の一部を助成します。

(対象者)

認定農業者

(要件)

「リース導入計画」を策定すること (法人化計画を含む。)

簡易経営診断を受診すること

受益者が3戸以上であること

生産調整に取り組んでいること

(助成率)

リース料の3 / 10以内 (1,000万円上限)

(3) 地域貢献農業者支援特別型 (一般タイプ)

地域内農地の集積を行う農業者や集落営農による農地の有効活用や作業の共同化を図るために必要な農業用機械等のリース料の一部を助成します。

(対象者)

認定農業者

特定農業法人

特定農業団体

農業サービス事業体

(要件)

簡易経営診断を受診すること

地域貢献計画を市町村と共同で策定し、農作業の受託等により、新たに個別経営で4.5ha以上、法人経営では10ha以上の地域内農地の利用集積を行う旨を内容とする契約を市町村と締結していること

生産調整に取り組んでいること

(助成率)

リース料の1/4以内(500万円上限)

(4) 地域貢献農業者支援特別型(集落営農緊急支援タイプ)

集落営農組織が、経営規模の拡大、新規作物の導入等の経営内容の改善を図るために必要な機械・施設のリース料の一部を緊急に助成します。

(対象者)

集落営農組織

特定農業法人

(要件)

簡易経営診断を受診すること

地域貢献計画を市町村と共同で策定し、当該契約を誠実に履行する旨を内容とする契約を市町村と締結していること

の計画の実施により、集落営農組織の収入又は所得が、一定以上増加し、経営内容の改善が見込まれること

10ha以上(又は、地域の農用地の2/3以上)の集積を行っている、又は、行うことが確実なこと

生産調整に取り組んでおり、水田農業ビジョンの担い手リストに掲げられていること

水田・畑作経営所得安定対策へ加入していること

(助成率)

リース料の1/2以内(500万円上限)

【事業実施主体：民間団体】

【補助率：定額(リース料の1/2、3/10、1/4以内等)】

【事業実施期間：平成17年度～平成21年度】

担当課：経営局経営政策課(03-6744-2144(直))
金融調整課(03-6744-2167(直))

担い手育成支援事業のうち農業再生委員会支援活動



支援チームが専門知識が必要な**再建・承継計画の作成**等を支援し、**農業再生委員会の負担を軽減**

専門家が県内で見つからない場合は、支援チームが**専門家を紹介**

設置済みの県の場合

相談案件の引き継ぎ

法律や税金のことは支援チームにおまかせ

法律・税務相談

助言・回答



農業再生委員会

設置していない県の場合

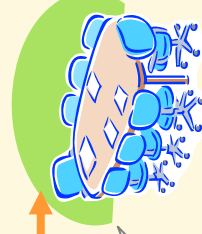
事業再生・承継に関する相談

専門家から助言



農業者

再生委員会
の設置を支援



県担い手協議会等

必要な場合は、
全国段階から専門家を紹介

全国段階 (全国担い手育成総合支援協議会)

常設の相談窓口

常駐の相談員が農業者等からの相談に対応



相談員
(金融機関OB等)

法務・税務の相談窓口

弁護士等の専門家が事業再生や承継に関する法律や税金等の質問に対応(再生及び承継計画の作成に関する助言・指導等)。

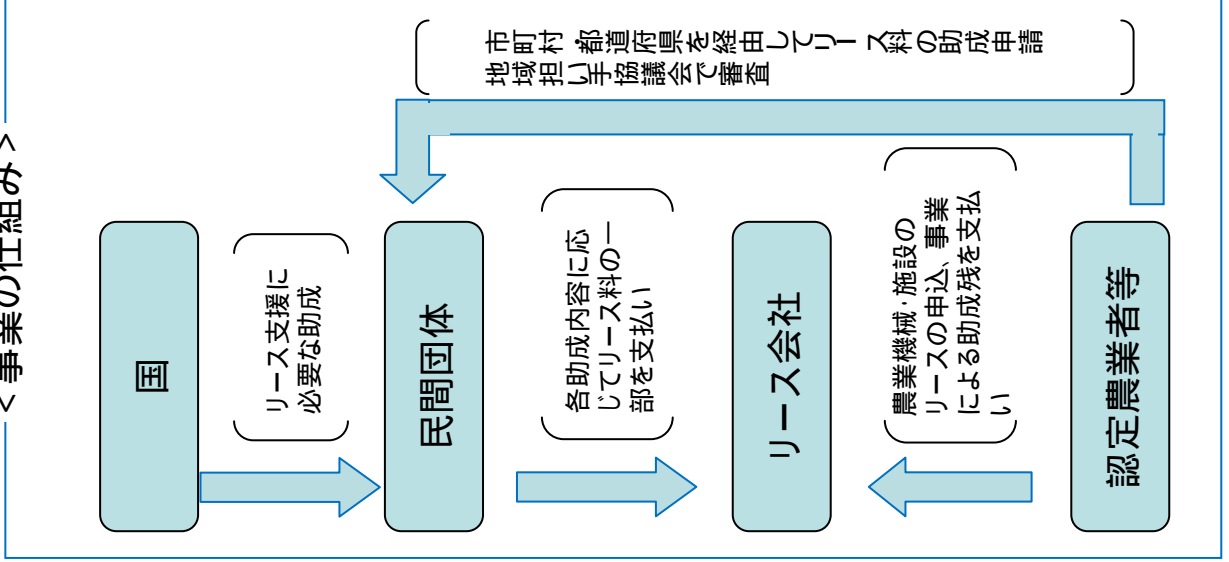


専門家
(弁護士、公認会計士等)

支援チーム

担い手経営展開支援リース事業

< 事業の仕組み >



認定農業者等支援型

農業経営改善計画の達成に取り組み認定農業者等に対する支援

- ・対象者：認定農業者、新規就農者を受け入れる農業者
- ・助成内容：リース料に助成係数を乗じた額以内
(助成係数は、長ブラと制度資金の金利差によって決定)



認定農業者経営発展支援型の創設(21年度新規)

農業経営の法人化や新たな分野への進出等により経営の発展を図る認定農業者に対する支援

- ・対象者：以下のいずれかの要件を満たす認定農業者
法人化を契機として新規事業拡大を図る者
先進モデル的な技術栽培を導入しつつ経営規模の拡大等を図る者
- ・助成内容：リース料の3/10以内

地域貢献農業者支援特別型

一般タイプ

地域内の農地の利用集積・団地化に寄与する農業者に対する支援

- ・対象者：認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、農業サービス事業体
- ・助成内容：リース料の1/4以内

集落営農緊急支援タイプ

経営規模の拡大、新規作物の導入等の経営内容の改善に取り組み集落営農組織に対する支援

- ・対象者：特定農業法人、特定農業団体、経営の実体を有する集落営農組織
- ・助成内容：リース料の1/2以内

都道府県知事による特認(20年度2次補正)

集落営農の組織化に向けた体制の確立途中にある組織や地域農業の多様な事業主体が新たな担い手となることを目指す場合に本事業の対象とする。

担い手低コスト経営実践支援型(20年度1次補正)

省エネ型農業用機械等の導入により経営の安定に取り組み担い手に対する支援

- ・対象者及び助成内容
認定農業者：リース料に助成係数を乗じた額以内(「認定農業者等支援型」と同水準)
特定農業法人、特定農業団体、経営の実体を有する集落営農組織：リース料の1/4以内
- 同支援型は、担い手育成総合支援協議会が行う簡易経営診断の受診が必要です。

担い手経営展開支援リース事業
 認定農業者経営発展支援型
 リース助成の仕組み

